

屋代保育園基本計画 (案)

千曲市

目次

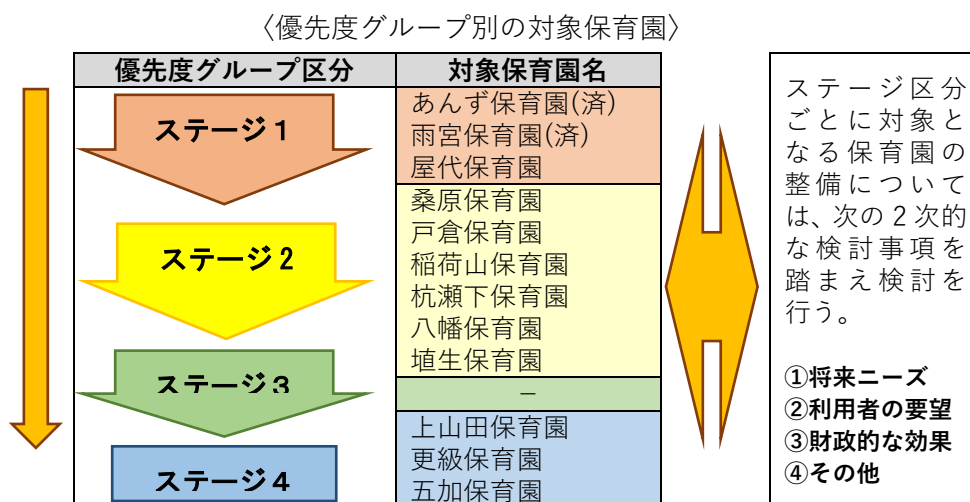
1. 背景と趣旨	1
(1) 保育園整備の経緯と今後の考え方	1
(2) 計画の目的	3
(3) 計画策定の経緯	3
(4) 計画の期間	3
2. 建設予定地の概況	4
(1) 地域の概況	4
(2) 建設予定地の概要	5
1) 道路との接続状況	5
2) 隣接地の概況	5
3. 屋代保育園において実現すべき保育	6
(1) 踏まえるべき指針・理念	6
(2) 屋代保育園において重視すべきこと	7
(3) 屋代保育園における保育の方針	8
4. 求められる機能・規模	9
(1) 屋代保育園で提供する保育サービス	9
(2) 必要となる諸室	10
(3) 諸室整備における基準・実現すべきこと	11
(4) 諸室の配置における留意事項	16
(5) その他配慮すべき事項	17
資料編	i
(1) 建設場所の選定	ii
1) 選定の基本方針	ii
2) 候補地選定の評価基準	iii
3) 選定結果	v
(2) 求められる保育に関する国の指針等	vi
1) 保育要領の策定の経緯	vi
2) 保育に求められること	vii
3) 保育施設を通じて対応すべきこと	viii
(3) 千曲市における保護者の声	ix
(4) 千曲市における保育の見込み量と屋代保育園における定員	xi
1) 千曲市全体の保育の見込み量	xi
2) 屋代・東・埴生圏域での保育の見込み量	xi
3) 屋代小学校区での保育の見込み量	xii
4) 屋代保育園における定員	xii
(5) 検討プロセス	xiv

1. 背景と趣旨

(1) 保育園整備の経緯と今後の考え方

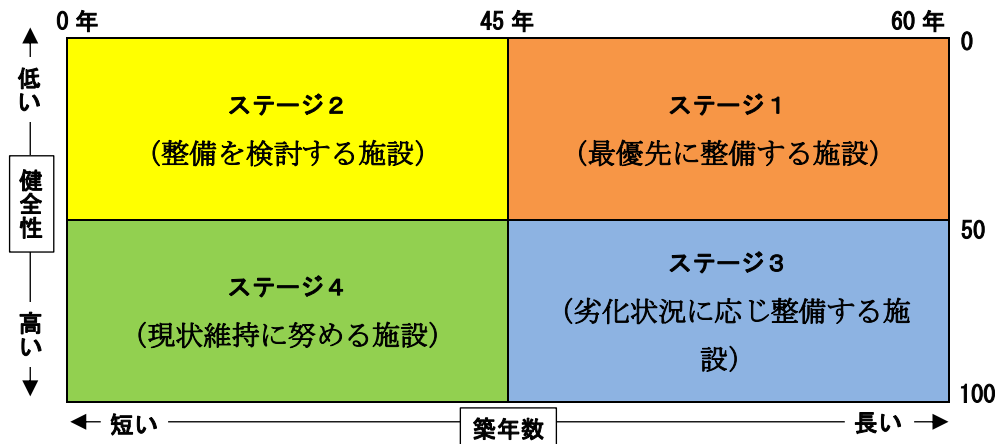
千曲市では昭和 40 年代から 50 年代にかけて公立保育園の整備が進められましたが、施設整備から 50 年あまりが経過した現在、建物の耐震強度不足や老朽化といった施設面での問題が表面化しています。また近年千曲市では、児童数が減少傾向にあるものの、就労の多様化といった社会環境の変化に伴って 3 歳未満児の入園の増加や、長時間保育や一時保育といった保育ニーズの変化が生じており、こうした変化へ対応することも求められています。

このことを踏まえて平成 24 年度に「千曲市立保育園第一次整備計画」が策定され、令和 2 年度には「千曲市公共施設個別施設計画（保育所編）」が定められており、市内保育施設の整備を中期的に進めていくこととなりました。これらの整備を進める優先度として、平成 30 年度に実施された劣化状況調査から、整備の優先グループが定められ、市内の保育園 12 施設を優先度の高い順に整備していくものとしています。屋代保育園は、このうち最も優先度の高い「ステージ 1」に該当する施設として整備することとなっています。



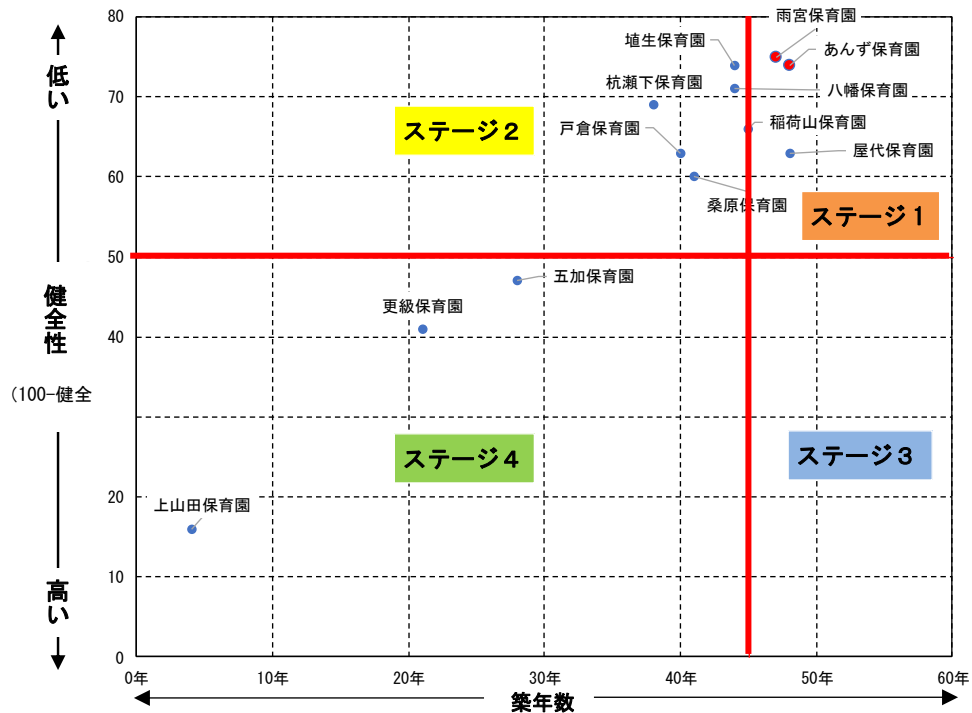
〈参考：保育園施設整備の優先グループ区分の考え方〉

①優先ステージの考え方



※健全度は長寿命化検討に向けた劣化調査結果による健全度

②公立保育園のステージ分布図



(2) 計画の目的

本計画は、市立保育園の劣化度調査において最も優先度の高い整備対象として定められている屋代保育園の建築にあたり、満たすべき条件や実現すべき内容を定めるために策定するものです。令和4年度に予定されている同施設の基本設計及び実施設計の作成にあたっては、本計画が設計案を立案するための基礎資料となります。

また千曲市では今後優先度に準じて市内各保育園の整備を進めていく予定であり、本計画はこうした今後の保育園整備にあたって参照されることを想定しています。本計画が、千曲市の保育を取り巻く環境の質の向上に寄与することを期待しています。

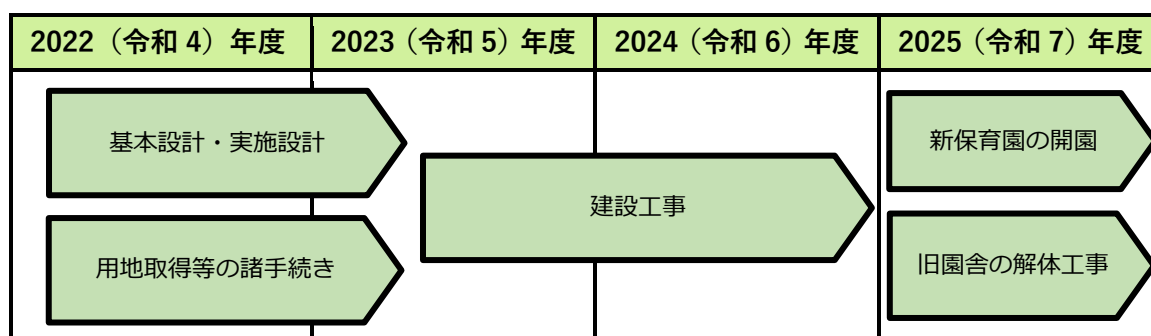
(3) 計画策定の経緯

本計画は、令和2年度～令和3年度にかけて開催された「屋代保育園基本計画策定検討委員会」における検討結果を踏まえ、その基本的な考え方、整備における詳細条件等を取りまとめたものとなっています。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、新しい屋代保育園の設計から建設工事および既設園舎の解体工事が完了するまでの2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までとします。

<屋代保育園基本計画の期間>



2. 建設予定地の概況

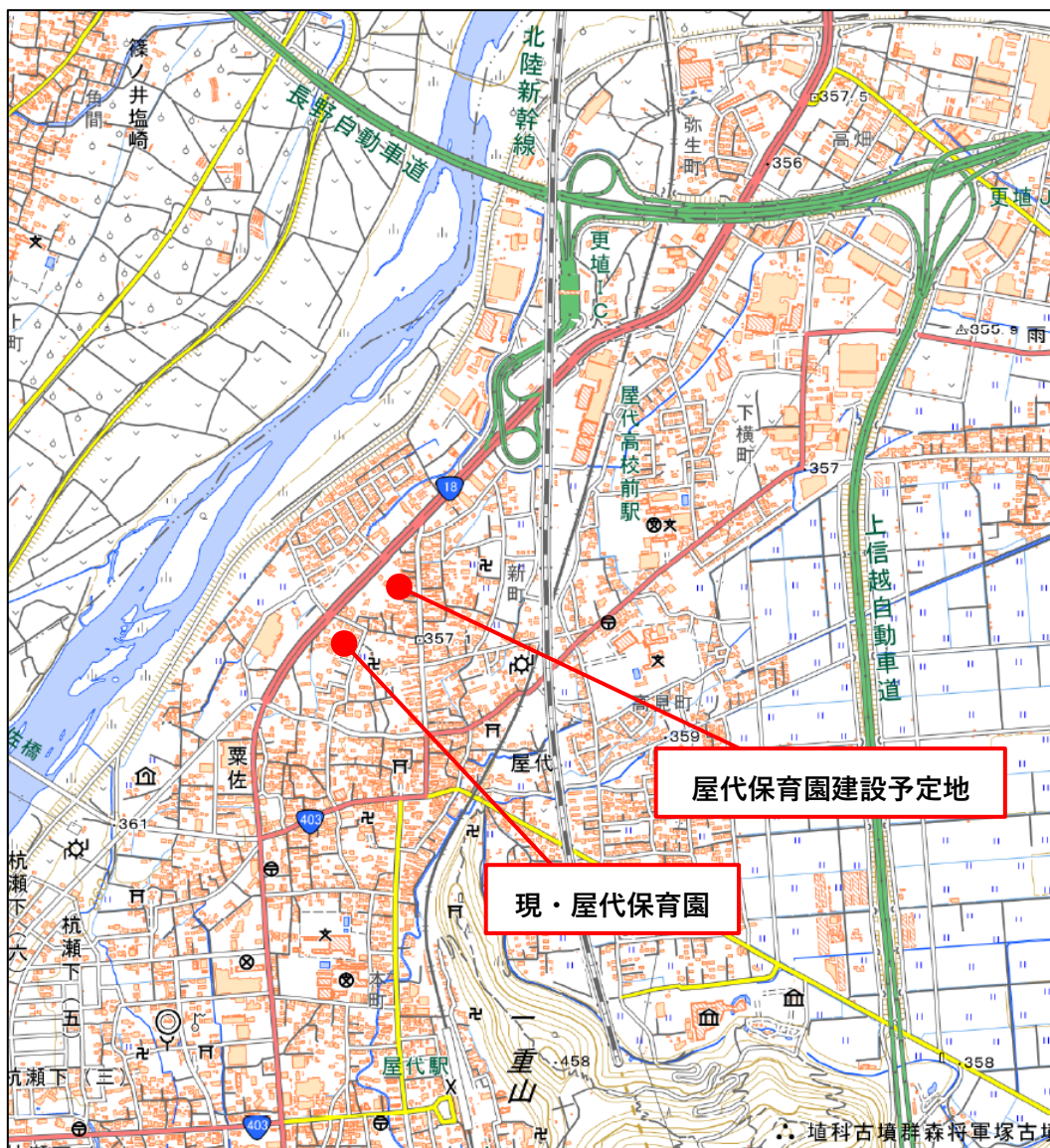
(1) 地域の概況

屋代保育園の建設予定地は、しなの鉄道「屋代駅」から約 1.5 キロメートル、更埴インターチェンジから約 1.3 キロメートルの距離に位置しています（資料編 i～iv ページ参照）。

本地域は千曲市東部の市街地地域です。商業、医療、福祉、文化施設など多様な都市機能が集積しており、将来も一定の人口と賑わいのある地域となり、保育ニーズをもった家庭が近くに一定数ある状況が維持されると見込まれます。

「千曲市都市計画マスタープラン」では本地域を「市の中心拠点として人々が行き交う広域的な交流の場」と位置づけ、今後の都市整備の目標として「人々が集いにぎわう新たな中心市街地」を目指し、「暮らしやすさの向上を図ることによって居住を誘導して人口密度を維持し、中心拠点としての機能強化を図る」と定めています。

この一方で、本地域においては自然環境に触れられる場所は限られており、公園など親子で気軽に訪れることのできる場所も少ない地域となっています。



地図出典：国土地理院「地理院地図（電子国土 Web）」

(2) 建設予定地の概要

1) 道路との接続状況

保育園敷地は直接国道に面しておらず、北の屋代交差点または南の神明町交差点から入った旧北国街道を介して、敷地東側の玄関口に至ることになります。旧北国街道は幅員が狭く、送り迎えの際に渋滞が起こりにくいよう敷地への進入方法や駐車スペースの配置に配慮が必要です。

2) 隣接地の概況

隣接地には戸建て住宅が多いほか、果樹園等として利用される農地があります。また北西部には飲食店が隣接しており、国道 18 号線にも近い距離にあります。北西部の建築物の配置にあたっては、視界や音をある程度遮断できるなどの配慮が望ましいといえます。



敷地面積	用途地域	形態規制			
		建ぺい率 (%)	容積率 (%)	道路斜線制限	隣地斜線制限
4,500 m ²	第一種 住居地域	60	200	1.25	1.25

3. 屋代保育園において実現すべき保育

実現すべき保育及びそれを支える園舎を考えるにあたっては、理想の保育を実現する上で深く関わる子ども、保育士、家庭（及び地域住民）という3つの視点が重要となります。本節ではこの視点で重要なポイントを整理した上で、屋代保育園において実現すべき保育を明確化します。

（1）踏まえるべき指針・理念

①国の保育に関する考え方（資料編 v～vii ページ参照）

国は「保育所保育指針」において、保育に求められることを「子どもの力を培うこと」「子どもの保護者の意向を受けその援助にあたること」という2点で定めており、2017年の改訂において、今後より留意すべきこととして「主体的に周囲の人やものに興味をもち、関わっていかうとする「学びの芽生え」を大切にする」「環境の多様化を踏まえて一人一人に対応する」「保護者や家庭等と連携した「子育て支援」を担う」等のポイントを示しています。また幼保連携の文脈で同年に一体的に改正された「幼稚園整備指針」では、「幼児の主体的な活動の確保」「安全でゆとりと潤いがある」「家庭や地域との連携」という3つの方針を定めています。

②千曲市における保育の考え方

千曲市では子ども・子育ての基本理念を「のびのび育つ みんなで育つ」とし、その実現に向けて「保護者も自己肯定感を持ち、子どもと向き合える喜びや生きがいを感じられるようにする」「保護者を始め学校、地域、職域など社会全体を構成するすべての人々が各々の役割を果たす」といった施策推進を掲げています。また「保育」の目標として「健康で明るい子ども」「一人立ちできる子ども」「温かい心を持った子ども」の3点を掲げています。

以上は子ども、保育士、家庭（及び地域住民）という視点で以下のように整理できます。

視点	国の考え方	千曲市の考え方
1. 子どもの視点	・主体的に周囲の人やものに興味をもち、関わっていかうとする「学びの芽生え」を大切にする ・幼児の主体的な活動の確保	・一人立ちできる子ども ・温かい心を持った子ども
2. 保育士の視点	・環境の多様化を踏まえて一人一人に対応する ・安全でゆとりと潤いがある	・健康で明るい子ども ・保護者も自己肯定感を持ち、子どもと向き合える喜びや生きがいを感じられるようにする
3. 家庭（及び地域住民）の視点	・環境の多様化を踏まえて一人一人に対応する」「保護者や家庭等と連携した「子育て支援」を担う ・家庭や地域との連携	・保護者を始め学校、地域、職域など社会全体を構成するすべての人々が各々の役割を果たす

(2) 屋代保育園において重視すべきこと

具体的な保育のあり方を考えるにあたっては、屋代保育園を取り巻く保育に関する様々な環境や、現状の保育園運営における課題等を踏まえることが求められます。

①千曲市の保護者の声（資料編 viii～ix ページ参照）

平成 31 年に千曲市の実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると、保護者が保育環境に求めるものとして、「柔軟な保育サービス、配慮の必要な子どもへの対応」「親子で気軽に集まり相談できるコミュニティの場」といったものがあります。

②現在の屋代保育園における課題

屋代保育園の園長・主任保育士へのヒアリングによると、保育の課題として以下のものがあげられています。

- ・「園児の主体性、創造性を育むこと」「自然に触れる体験を提供すること」「学年を越えた関わりの中で協調性を育むこと」といった点で子どもの力を培うこと
- ・保育ニーズの多様化や配慮の必要な子どもへの「一時的／臨時の対応に備えること」
- ・「送り迎えのタイミングでの親との適切なコミュニケーション」によって園児の家庭環境を把握すること

③有識者の視点による「求められる保育環境」

長野県立大学健康発達学部こども学科学科長 太田光洋教授へのヒアリングにおいて、屋代保育園では今後以下のような環境づくりが求められると指摘されています。

- ・好きなときに自ら選べる居場所・遊びを提供する
- ・自然の様々な要素から好きなものに触れ、多様な体験を促す
- ・子どもたちの自由な交流を促す
- ・可動式の仕切り等で、様々な用途に対応できるようにする
- ・保護者が自然と話し、情報を受け取り、相談できる環境をつくる

以上は前節で示した 3 つの視点を踏まえて以下のように整理することができます。

視点	保護者の声	屋代保育園における課題	有識者の指摘
1. 子どもの視点	・自然体験等、多様な学びの機会の提供	・園児の主体性、創造性を育む ・自然に触れる体験を提供する ・学年を越えた関わりの中で協調性を育む	・好きなときに自ら選べる居場所・遊びを提供する ・自然の様々な要素から好きなものに触れ、多様な体験を促す ・子どもたちの自由な交流を促す
2. 保育士の視点	・柔軟な保育サービス、配慮の必要な子どもへの対応	一時的／臨時の対応に備える	・クラス内から異学年まで、子どもたちの自由な交流・関わり合いを促す

3. 家庭（及び地域住民）の視点	親子で気軽に集まり相談できるコミュニティの場	・送り迎えのタイミングでの親との適切なコミュニケーション	・保護者が自然と話し、情報を受け取り、相談できる環境をつくる
------------------	------------------------	------------------------------	--------------------------------

（３）屋代保育園における保育の方針

以上（１）（２）で整理した内容を踏まえ、屋代保育園では保育における３つの視点（子ども、保育士、家庭（及び地域住民））に対応するものとして、以下３つの保育の方針を定めます。

1. 多様な体験や交流を通じ、園児一人一人の自主性・協調性を培う
2. 様々な用途に対応できる空間で、多様な保育ニーズに対応する
3. 保護者との自然なコミュニケーションを通じ、家庭と連携する

また方針に基づいて、施設整備において実現すべきことを以下のようにまとめます。

保育の方針	施設整備において実現すべきこと
1. 多様な体験や交流を通じ、園児一人一人の自主性・協調性を培う	○一人一人の興味から自主的活動を引き出す空間 園児一人一人が居場所と「したいこと」を見つけ、それが次の遊びにつながり、これを保育士が見守ることができる ○様々な自然に身体で触れ、体験できる空間 均質でなく多様・凹凸ある自然環境（木々、草花、築山や水辺など）を通じ、身体を使ってできる様々な体験を提供できる ○オープンで行き来の自由な空間 個々の部屋に閉じこもらず、クラスを越えた子ども同士の自由な交流を促し、様々な関わり方や協調性を育むことができる
2. 様々な用途に対応できる空間で、多様な保育ニーズに対応する	○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間 発達障害などへの配慮や緊急・臨時の対応ができるよう、施設の空間に汎用性・可動性があり、様々な用途ができる
3. 自然なコミュニケーションを通じて、家庭や地域と連携する	○保育士と親のコミュニケーションを促進する空間 送り迎え等の機会に、保育士と親、または親同士がコミュニケーションしやすい環境をつくり、保育と家庭の子育てとのスムーズな連携を促す

4. 求められる機能・規模

(1) 屋代保育園で提供する保育サービス

屋代保育園で実施する保育サービスは以下のとおりです。このサービスを提供するために必要な保育園を整備します。

保育サービス	内容等
通常保育	・対象年齢：0歳児（10ヵ月）～5歳児 ・保育時間：月曜日～土曜日 8：30～16：30 ・園児定員（※）： 0歳児……10名 1歳児……15名 2歳児……15名 3歳児……20名 4歳児……20名 5歳児……20名（計100人）
長時間保育	7：00～8：30、16：30～19：00
一時的保育	・対象年齢：満1歳以上 ・保育時間：月曜日～金曜日 8：30～16：30
障がい児保育	・集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育士を加配してきめ細かな対応を行う
子育て支援	・子どもの保護者を対象に、子育てに関する相談や子育て家庭の交流促進を図る

※定員設定の考え方については、資料編 x～xii ページ参照

(2) 必要となる諸室

前章に示した方針に基づき、屋代保育園において必要となる諸室を以下に整理します。

室名		施設整備において実現すべきこと
①保育室 (乳児室またはほふく室を含む)		・ オープンで行き来の自由な空間、可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間とし、子どもの自由な交流や自主的な活動を促す。
②遊戯室		・ 一人一人の興味から自主的活動を引き出す空間とする。
③共通空間	食事のための空間	・ 可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間として、日常での様々な用途や臨時・緊急の対応がしやすい環境とする。 ・ ①②⑤の空間とのスムーズな連携を通じて、オープンで行き来の自由な空間、一人一人の興味から自主的活動を引き出す空間となるよう配慮する。
	半屋外空間	
	廊下、階段等便所、水飲み場等	
④バックヤード	預かり保育室、子育て相談室等	・ 預かり保育や保護者との相談等、様々な使い方に応じられる空間とすると共に、保育士と親のコミュニケーションが適切に行えるよう配慮する。
	事務室、調理室等	
⑤屋外空間	運動スペース (屋外遊戯スペース)	・ ①②③とのスムーズな連携および様々な自然に身体で触れ、体験できる空間とすることで、一人一人の興味から自主的活動を引き出せる空間とする。
	緑化スペース	
	駐車場	

(3) 諸室整備における基準・実現すべきこと

先に示した諸室ごとに、整備における基準・条件および具体的に実現すべきこと等について、以下に示します。

①保育室において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 最低基準である「0 歳児：1.65 m²/人、1 歳児：3.3 m²/人、2 歳児以上：1.98 m²/人」を満たすこと。
- 各学年の定員は以下のとおりとする。
 - 0 歳児……10 名
 - 1 歳児……15 名
 - 2 歳児……15 名
 - 3 歳児……20 名
 - 4 歳児……20 名
 - 5 歳児……20 名
- 0 歳児・1 歳児の保育空間は、保育士がそれぞれに注意できるよう完全に区切らない。また 2 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児の保育室はそれぞれ 1 室以上設置する。
- 各室には冷暖房設備を設置する。
- 0 歳児・1 歳児の保育空間、2 歳児の保育空間のそれぞれには、付属室（洗濯・汚物処理・沐浴・トイレ機能を備えた部屋、15 m²程度）を設ける。加えて 0 歳児・1 歳児の保育空間には、ほふくスペース、床暖房機能、調乳室を設ける。
- 0 歳児・1 歳児で 10 人、2～5 歳児で 15 人程度を想定した長時間保育室を設け、冷暖房設備、調乳室、床暖房機能を設ける。

〈実現すべきこと〉

- 各保育室や廊下等共通空間との境界を、完全に区切るのではなく、扉を開け放つことで複数スペースをつなげたり、各空間を行き来しやすい構造にすることで、ゆるやかなものとする。このことで、子どもが個々の部屋に閉じこもらず幅広い交流ができ、保育士は子どもの状況を広い視野で把握することができるようになる。
- 各保育室や、その他子どもを見守れる空間については、特定の広さ・用途でのみ運用するものとせず、扉やパーティション等の工夫によってある程度の可動性をもたせると共に、様々な用途で使える汎用性を持たせる。このことで、パニックを起こした子どもを一時的に落ち着かせる、急病者に対応するといった、保育の現場における緊急・臨時の対応ができるようになる。また将来的に、預かる子どもの年齢ごとの定員が変動するといった状況にもある程度柔軟に対応することができる。

〈その他の留意事項〉

- 日照，採光，換気，通風，音響等の良好な環境を確保すること。
- 遊戯室その他の保育空間及び園庭とのスムーズな連携を確保すること。
- 多様な教育内容や指導方法に対応できるとともに，園具，遊具等を弾力的に配置できること。
- 保育の内容や方法等に応じて様々なコーナー、展示空間、持ち物の収納空間を確保すること。

②遊戯室において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 最低基準である「 $1.98 \text{ m}^2/\text{人} \times \text{定員 } 100 \text{ 人}$ 」程度とすること。
- 入園式・卒園式や発表会等が行えるよう舞台（ステージ）を設置する。
- 楽器、体操器具等の収納スペース及び冷暖房設備を設ける。

〈実現すべきこと〉

- 遊戯室等では、遊具や絵本など子どものための備品等がしまい込まれることなく多くの目に触れやすい位置に置けるようにしたり、特定の目的を定めない余剰空間を確保したりして、多様な遊び方や居場所が生まれるよう配慮する。このことで、子ども一人一人が自分の興味関心にもとづいて「したいこと」を見つけ、行動することを促す。

〈その他の留意事項〉

- 上履きと下履きの動線が交差せず，周囲を迂回せず園庭へ出やすい環境とすること。

③共通空間において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 子ども用洋式トイレを、各保育室からアクセスしやすい位置に配慮し、最低2室につき1箇所設置する。
- 大人用洋式トイレを、保護者などの来園者や保育士の利便性に配慮した場所に男女別に設置する。
- 各保育室付近に手洗場スペースを設置する。
- 玄関・出入口には子ども用のくつ箱を配置するとともに、緊急時の避難経路を確保する。

〈実現すべきこと〉

- 各保育室と廊下等の共通空間は、ある程度の余剰スペースを確保したり、簡単に扉・仕切り等を開け放てるような工夫をしたりすることによって、保育室とひと連なりになった使い方ができるよう配慮する。このことによって、保育士同士の連携や子ども同士の交流がやりやすくなり、また子ども一人一人が自分の居場所を見つけやすくなる。
- 共通空間が、遊戯室や園庭、その他子どものための遊具や設備とスムーズにつながっている配置とする。このことによって、子どもが自分の興味関心から行きたい場所へ移動しやすくなる。

〈その他の留意事項〉

- 保育室等の園舎部分及び屋外空間との連続性や回遊性に配慮すること。
- 出入口の幅、下足箱、傘立て等の配置を考慮した、安全かつ円滑に出入りできる環境を確保すること。
- 園児が安全に利用できるよう、段差の寸法や床面の素材、転落防止、衝突防止などに配慮すること。

④バックヤードにおいて実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 事務室を設置し、更衣スペース（男女別）、医務スペース、教材設置スペース、保護者からの相談に応じられるスペースをそれぞれ確保するとともに、冷暖房設備を設ける。
- 調理室を設置し、下処理室、調理室、検収室、配膳室、洗浄室、食品庫、専用更衣室（休憩室）、及び専用トイレを設け、それぞれ隔壁で区画する。各室には冷暖房設備を設置するとともに、十分な吸排気ができる構造とすることに加え、調理室への外部からの搬入路を確保する。
- 保育に必要な道具や備品を保管するための倉庫を設置する。
- 会議室を設置し、未就園児とともに来園する保護者の相談等にも応じられるよう授乳・トイレ等の付属室を設けるとともに、冷暖房設備を設ける。

〈実現すべきこと〉

- 保護者が子どもの送り迎えをする動線を意識し、動線上にある程度のスペースを確保したり、外部と園舎との中間に雨風のしのげる場所をつくったりするといった工夫をする。また相談等が必要なときにスムーズに別室スペース等で話ができる動線を確保する。このことで、保育の現場と家庭とが、送り迎えという限られた時間・導線の中でも良好なコミュニケーションがとれるようになる。
- 事務室と他の諸室・屋外空間とのスムーズな動線やできるだけオープンな行き来を

確保し、事務室をはじめとする保育士の滞在する空間においても必要以上の仕切を設けないといった工夫によって、保育士同士の円滑なコミュニケーションや保育の質の向上につなげます。

〈その他の留意事項〉

- 保護者等が円滑に園児を送り迎えできるよう、保育室から利用しやすく、職員が園児の登降園の状況を確認できる環境とすること。
- 上履きと下履きの動線が交差せず、周囲を迂回せず園庭へ出やすいものとする。
- 事務室は、園庭、アプローチ部分などの見通しがよく、園内各所への移動に便利であることに配慮すること（園児の活動を常時見守ることができ、緊急時にも速やかに対応できること）。

⑤屋外空間において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 屋外遊戯スペースとしては最低基準である「3.3 m²/人×2 歳児以上の定員」を満たすこと。また運動会用トラックのスペースを確保すること。
- 陽光や雨に配慮したプールを配置すること。
- 3 歳未満児と 3 歳以上児それぞれ別々の日よけ対策のできる砂場スペースを確保すること。
- 駐車場では、保護者用に 20 台以上・職員用に 25 台以上の駐車スペースを確保すること。
- 駐車場から園の玄関口、および接続する旧北国街道において、保護者の送迎の車が渋滞することをできる限り抑制できるよう、最も渋滞の起こりやすい朝の時間帯を想定し、道路と駐車場が接する出入口の幅や、車両の動線、駐車スペース等において、十分な余裕を設けること。

〈実現すべきこと〉

- 園庭においては、運動会用トラックとして利用するスペースを除いて、できるだけ均質で平板な空間づくりを避け、樹木や草花、築山や水辺、畑といった空間の設置等によって、できるだけ多様で凹凸のある自然環境をつくります。このことによって、子どもが自然に触れ、身体を通じて様々な体験ができるようになります。
- 園舎から園庭へのスムーズな移動に配慮した構造とすると共に、保育室や廊下、テラス等の園舎から園庭に向けて開放的な空間をつくることで、園庭に出て遊びたいという子どもの意識を後押しします。また、保育士が園庭の子どもたちの様子を把握しやすいようにします。

〈その他の留意事項〉

- 多様な運動や遊びが誘発されるよう、変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる空間を確保すること。
- 運動や遊びの種類、設置する遊具の利用形態等に応じて、必要な面積、形状等を確保すること。
- 構造及び仕様にあっては、近年の豪雨等を想定し、降水量が多くとも適度の保水性と良好な排水性を確保できるよう配慮すること。
- 落葉、積雪等、季節ごとの状況を踏まえ、使用時の利便性や維持管理負担の抑制に配慮すること。
- 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定すること。
- 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れること。
- 樹木や草花等の選定にあたっては、土地的条件、気候的条件などを考慮し、有毒、有害寄生虫等による問題が生じないよう留意すると共に、四季折々花を咲かせ実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫の生態などを観察できるよう配慮すること。

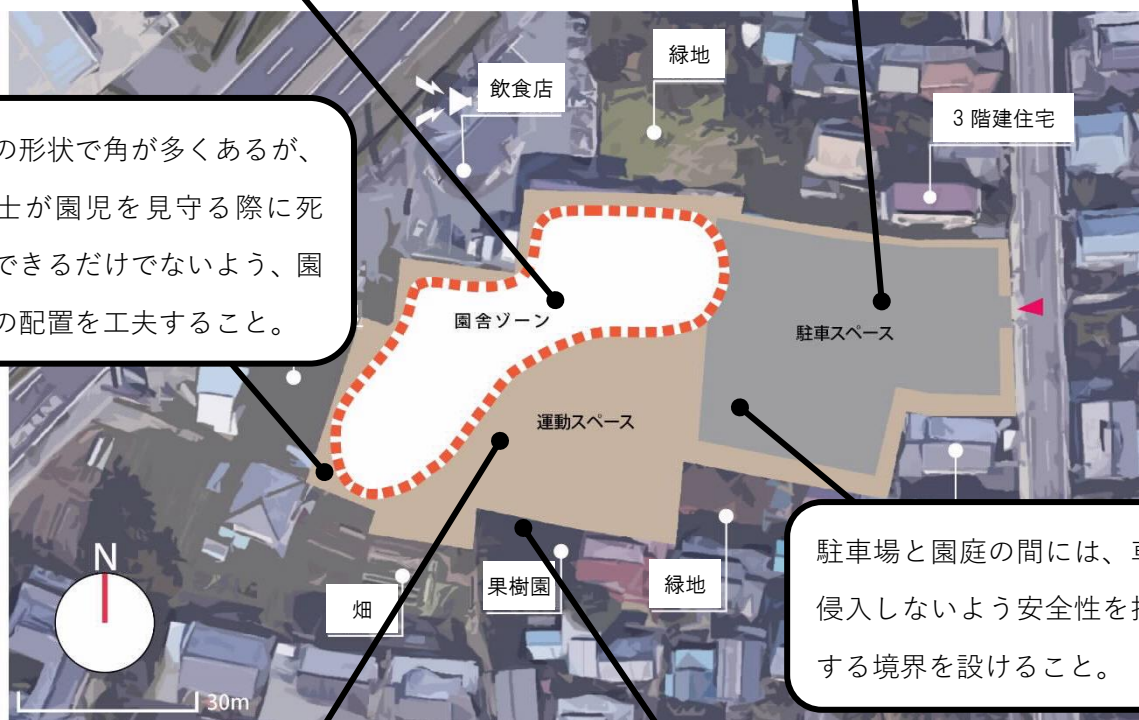
(4) 諸室の配置における留意事項

諸室の配置については今後の基本設計・実施設計によって検討しますが、開園後の運営において問題が生じないよう、また想定される問題が生じた後でもできる限りの対策を講じる余地があるように、下記の点に留意するものとします。

保育室をはじめとした各室の使い方を固定化させず、様々な用途で使えるように、各室や共通空間の配置を工夫すること。

保護者が車で園児を送り迎えする際に、道路と玄関口との出入り、駐車場内での移動・駐車において、できるだけスムーズに移動できるよう、動線やスペースに配慮し、周辺道路で渋滞を引き起こしにくいよう配慮すること。

園庭の形状で角が多くあるが、保育士が園児を見守る際に死角ができるだけでないよう、園庭内の配置を工夫すること。



駐車場と園庭の間には、車が侵入しないよう安全性を担保する境界を設けること。

園庭に設置する砂場やプール等については、緑化スペースや建物のひさし等により、陽光や雨に完全にさらされないよう工夫すること。

果樹園では農薬等の散布も想定されるため、隣接する園庭において園児との距離や散布時の防除について配慮すること。

(5) その他配慮すべき事項

1) 安全のための配慮

- 水害時にあたっては迅速に避難することを想定すると共に、被害を最小限に抑えるために盛り土等の最低限の浸水対策を行うこと。また一部を2階建てにする等、すぐに避難できない保育士や園児・重要物品等を緊急避難させることができる場所を設けること。
- 耐震性を保ち、地震における被害を最小限に抑える構造を検討すること。
- 外部から不審者等が侵入しにくいよう、またそうした侵入を保育士が監視しやすいよう、玄関口からの動線や事務室の配置等を工夫すること。
- 部屋（未満児室）から避難する際に、避難車が通ることのできるスロープなど通路を確保すること。

2) 維持管理の負担の軽減

- 施設や設備の維持管理にあたり、保育士に必要以上の労力をかけず、通常業務に負荷をかけないものとなるよう配慮すること。
- 部材の品質や耐水性の確保等、できる限り施設が長寿命化できるよう工夫すること。
- 水道光熱費等にかかるランニングコストをできる限り抑制できるよう配慮すると共に、断熱性を高める、仕上げにあたって地域産材の木材等を活用する、自然エネルギーを活用するといったCO2抑制や環境への配慮をできる限り行うこと。

3) 幅広い利用者を想定した配慮

- 保育士、園児、保護者をはじめとした施設の管理者・利用者が、心身の能力や障害の有無等に関わらずできる限り幅広く利用することを想定し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れること。
- 地域住民の暮らしと調和するよう、周辺の住宅地等との境界を過度につくらないよう配慮すること。
- 将来的に、ボランティアの活動との連携や地域住民とのイベントを敷地内で行うこと等による利用者の増加も想定し、余剰スペースを設けるなど配置上の工夫をすること。
- 近年、子育て世代の転入増をはかる取り組みも進められていることから、本計画での想定を超える利用者の増加がある可能性も考慮し、増築等に対応できるようにスペースや配置上の工夫をすること。

資料編

（１）建設場所の選定

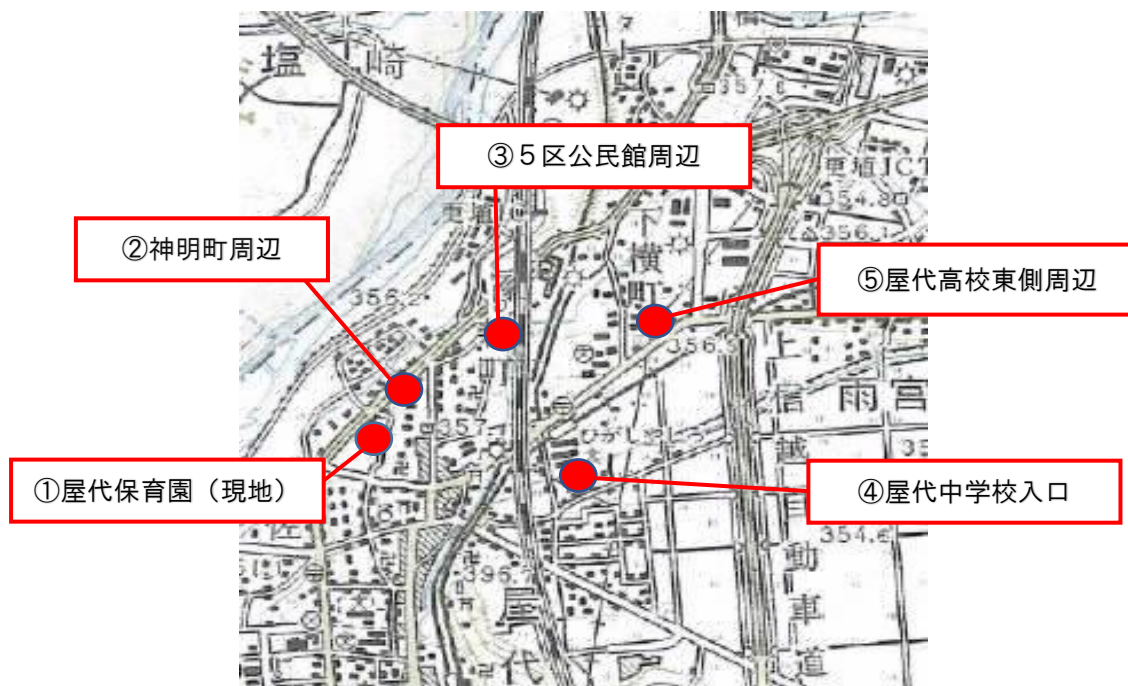
１）選定の基本方針

屋代保育園を建設する候補地選定にあたり、以下の基本方針を定めました。

基本方針	内容
通園距離の公平性	屋代保育園の通園児の住居は屋代地区に広く散らばっていることから、ある程度、通園距離の公平性がある地点とする。
災害等における安全性の確保	指定緊急避難所に避難できる場所であり、令和元年東日本台風で浸水被害に遭っていないこと。
保護者の送迎の利便性	保護者の送迎が円滑に行われる位置とする。
園舎や園庭の広さの確保	3,000 ㎡以上の面積の確保が可能な用地とする。
他の私立保育園等との調整	屋代地区にある他の私立保育園との共存が図れている。
周辺地域との調整	周辺住民の理解や周辺の保育環境が整っている。

上記方針に基づき、以下①～⑤の用地を候補として評価検討を行うこととしました。

〈候補地の位置図〉



2) 候補地選定の評価基準

候補地選定にあたっては、下表に示す 5 項目の評価基準を設定しました。

項目 \ 評価	◎	○	△
	20 ポイント	10 ポイント	5 ポイント
(1)敷地形状	敷地形状が方形の場合	敷地形状がほぼ方形の場合	敷地形状が不整形の場合
(2)インフラ環境 (上下水道) ※電気・ガスは同一条件となるため評価基準から外すこととした	上水道・下水道のすべて設置	上水道・下水道の内 1 つ設置か隣接地まで敷設済みの場合	上水道・下水道ともに未設置
(3)進入路と駐車場	道路幅員が 6 m 以上の進入路があり、350 ㎡以上の駐車場が確保できる。	道路幅員が 6 m 以上の進入路はあるが、350 ㎡以上の駐車場が確保できない。	道路幅員が 6 m 以上の進入路が無く、350 ㎡以上の駐車場の確保ができない。
(4)日照条件	4 方向共に構造物がない場合	東、南側に隣接する建造物又は日影をつくる構造物がない場合	日影をつくる構造物がある場合
(5)周辺環境	(1)から(4)の事項が◎又は○の判定で、歩道が整備され、かつ条例公園まで 700m 以内である	(1)から(4)の事項で△の判定が 1 つ以上あり、歩道の整備又は条例公園まで 700m 以内である	歩道が未整備であり、条例公園まで 700m 以上距離がある場合
総 評	(1)～(5)の事項、保育環境、保護者アンケート結果等を総合的に評価し、条件が良ければ 5 点の加算、条件が悪ければ 5 点の減点を行う		

次ページに、各候補地比較表を示します。

項目	① 屋代保育園 (現地)	② 神明町周辺	③ 5区公民館周辺	④ 屋代中学校入口	⑤ 屋代高校東側
所在地・(地目)	大字屋代 (市有地(宅地)、一部借地)	大字屋代 (宅地・畑)	大字屋代 (田)	大字屋代 (市有地(宅地))	大字屋代 (畑)
計画候補の現状写真					
該当面積	約 3,100 m ²	約 3,200 m ²	約 3,500 m ²	約 3,000 m ²	約 3,500 m ²
用途地域	一種住居、一部準工業	一種住居、一部準工業	一種住居	一種低層住居	一種住居、一種低層住居、無指定
敷地形状	◎ 全方向が長辺となる方形	○ 東方向が長辺となる方形	◎ 全方向が長辺となる方形	◎ 全方向が長辺となる方形、東西が若干短い	◎ 全方向が長辺となる方形
上水道(給水)	◎ 既設	◎ 既設	○ 隣接地まで敷設済み	○ 隣接地まで敷設済み	○ 隣接地まで敷設済み
下水道(排水)	◎ 既設	◎ 既設	○ 隣接地まで敷設済み	○ 隣接地まで敷設済み	○ 隣接地まで敷設済み
進入路と駐車場	△ 進入路の幅員は6m以下、駐車場を借地しているが不足	◎ 6m以上の市道に接道 ・駐車場は350 m ² 以上を確保可能	△ 下 ・進入路の幅員は6m以上 ・駐車場は350 m ² 以上を確保可能	○ 6m以上の市道に接道 ・駐車場用地が不足する	◎ 6m以上の国道403号線に接道 ・駐車場は350 m ² 以上を確保可能
敷地周辺の状況	東側 市道を挟んで農地(畑)、住宅 西側 住宅 南側 一部市道、住宅地 北側 農地を挟んで住宅地	市道を挟んで住宅 農地(畑) 住宅地、農地(畑) 市道を挟んで住宅地 市道を挟んで住宅地	市道を挟んで住宅、農地 住宅地 市道を挟んで住宅地 市道を挟んで住宅地	屋代中学校グラウンド 市道を挟んで住宅地 市道を挟んで住宅地 屋代中学校駐車場	農地(畑) 住宅地、農地(畑) 国道403号線を挟んで住宅地 農地(畑)、一部鉄塔
浸水想定地域と東日本台風時の状況	2.0m～5.0m未満 浸水被害はありませんでした	2.0m～5.0m未満 浸水被害はありませんでした	2.0m～5.0m未満 浸水被害はありませんでした	0.5m～1.0m未満 浸水被害はありませんでした	1.0m～2.0m未満 浸水被害はありませんでした
日照条件	○ 東側と園庭のある南側は日照を確保	○ 東側と南側の日照を確保	○ 東側と南側の日照を確保	◎ 日照は確保	◎ 日照は確保
周辺環境の評価	○ 園舎周辺の歩道は未整備だが、屋代公園まで約280m	◎ 歩道は整備されており、屋代公園まで約600m	○ 歩道は未整備だが、5区の新公園まで約100m	◎ 歩道は整備されており、ふれあい歴史公園まで約550m	○ 歩道は整備されているが、5区の新公園まで約1000m
総評	-5 ・周辺住民の理解もあり保育環境は良い ・周辺は住宅地 ・進入道路、駐車場が狭い。 住宅地に隣接し、進入路、駐車場ともに拡張が困難 ・送迎環境の改善が必要。(5点減点)	+5 ・市道4727号線に接道 ・市道への接道幅は若干狭いが奥は十分な広さを確保できる 周辺の住宅地との緩衝帯が取り、幹線道路が近いため保育環境、送迎・駐車環境ともに良い。アンケータ結果の最速地内にある(5点加算)	±0 ・市道4239号線に接道 ・西側を住宅地と接している ・進入路の幅員は狭い 園舎、園庭、駐車場を満たす面積で保育環境も良いが、進入路の幅員が確保できない。	-5 ・市道4110号線に接道 ・借地等で駐車場の確保が必要 ・屋代中学校に隣接 教育施設に隣接しており公園も近く保育環境は良いが、送迎や職員の駐車場の確保に課題が残る。(5点減点)	・国道403号線に接道 ・周辺は農地(畑) ・上下水道等インフラ整備が必要 農地に囲まれ保育環境は良いが、散歩時の公園が遠い難点がある。場所も屋代地区の東寄りのため通園パラケンスも課題。(5点減点)
評価値	60	85	55	75	75

敷地形状、上下水道、進入路・駐車場状況、日照条件、周辺環境評価の5項目について、項目ごとに◎20点、○10点、△5点で評価した合計を評価値とする。

3) 選定結果

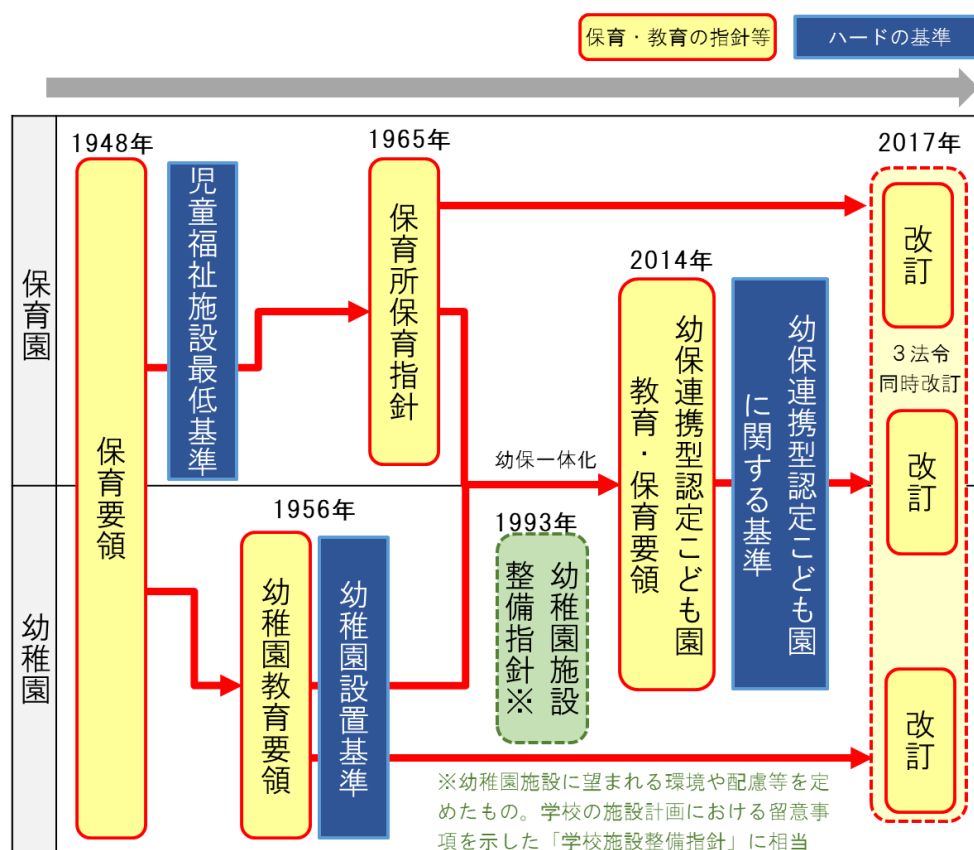
上述した選定基準及び各候補地の比較を踏まえて、各候補地のメリット・デメリット等を屋代保育園基本計画策定検討委員会にて検討しました。

この結果、周辺の住宅地との緩衝帯が取れ良好な保育環境が期待できること、進入路と駐車場が確保しやすく幹線道路にも近いため送迎に適していること等の諸条件を踏まえて、最も評価ポイントの高かった「神明町周辺」を新たな屋代保育園の建設用地として選定しました。

(2) 求められる保育に関する国の指針等

1) 保育要領の策定の経緯

国の定める幼稚園・保育園の指針等については、1948年に「保育要領」として一体的に定められましたが、その後幼稚園・保育園それぞれ個別に策定されました。2014年には、幼保連携の文脈で、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」として改めて一体的な指針が定められ、2017年には保育園・幼稚園とともに3つの指針が同時改訂されています。保育のあり方を考えるにあたっては、今後はこの幼保連携の推進も踏まえ、保育・教育の両面を踏まえることが重要となっています。



2) 保育に求められること

「保育所保育指針」では、保育に求められる重要な点を以下のように示しています。

ア．子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。	(ア) くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。 (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。 (ウ) <u>人との関わりの中で、愛情と信頼感、人権の心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、</u>道徳性の芽生えを培う。 (エ) <u>生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、</u>それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。 (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。 (カ) 様々な体験を通して、<u>豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。</u>
	イ．子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。

出典：2017 年「保育所保育指針」第 1 章総則 1 保育所保育に関する基本原則より抜粋、表現を簡易化

また同指針では 2017 年の改訂のポイントとして以下のような点を示しています。

改訂のポイント	保育園に求められること
(1)3 歳未満児保育の意義をより明確化	生活や遊びの様々な場面で <u>主体的に周囲の人やものに興味をもち、直接関わっていきこうとする「学びの芽生え」</u> を大切にする
(2)幼児教育の積極的な位置づけ	幼保連携型認定こども園や幼稚園と共に、 <u>幼児教育の一翼を担う</u>
(3)子どもの育ちをめぐる環境変化を踏まえた健康及び安全の記載	子どもをとりまく <u>環境の多様化を踏まえ一人一人に対応する災害時に地域を支える</u> 役割を果たすことを想定し、備える
(4)保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性	多様化する保育ニーズ、特別な配慮、虐待予防などに対応し、 <u>保護者や家庭等と連携した「子育て支援」を担う</u>
(5)職員の資質・専門性の向上	保育所に求められる機能や役割が多様化する中で、 <u>組織として保育の質の向上に取り組み、</u> 職員の資質・専門性を向上させる

出典：2017 年「保育所保育指針」序章「改定の方針」より抜粋、表現を簡易化

3) 保育施設を通じて対応すべきこと

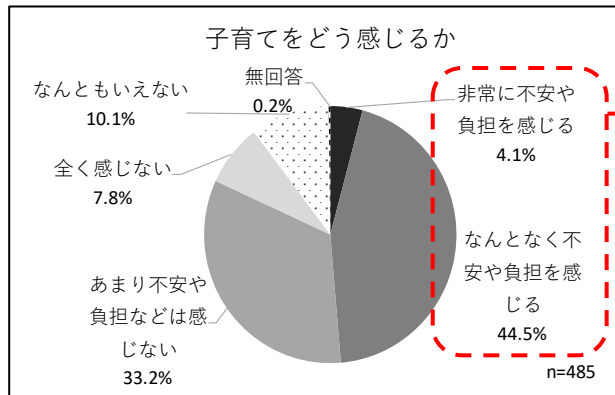
「幼稚園施設整備指針」では、施設整備の基本的方針と対応すべきことを以下のように示しています。

基本的方針	課題への対応
1 自然や人，ものとの触れ合いの中で遊びを通した指導ができる環境の整備	<u>幼児の主体的な活動を確保する施設整備</u> 1 自発的で創造的な活動を促す計画 2 多様な自然体験や生活体験が可能となる環境 3 人とのかかわりを促す工夫 4 多様な保育ニーズへの対応 5 情報環境の充実 6 特別支援教育の推進のための施設
2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保	<u>安全でゆとりと潤いのある施設整備</u> 1 生活の場としての施設 2 健康に配慮した施設 3 地震，津波等の災害に対する安全性の確保 4 安全・防犯への対応 5 施設のバリアフリー対応 6 環境との共生 7 特色を生かした計画
3 地域との連携や周辺環境との調和に配慮した施設の整備	<u>家庭や地域と連携した施設整備</u> 1 幼稚園・家庭・地域の連携 2 「預かり保育」への対応 3 子育ての支援活動への対応 4 幼稚園開放のための施設環境 5 保育所と連携した施設計画 6 （各種公共施設との）複合化への対応

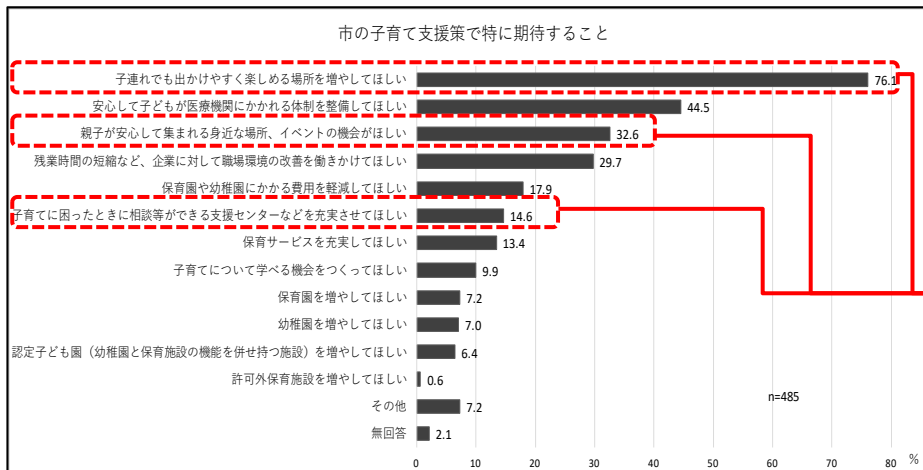
出典：2018 年「幼稚園施設整備指針」第一章 総則より「基本的方針」「課題への対応」の各項目を抜粋

(3) 千曲市における保護者の声

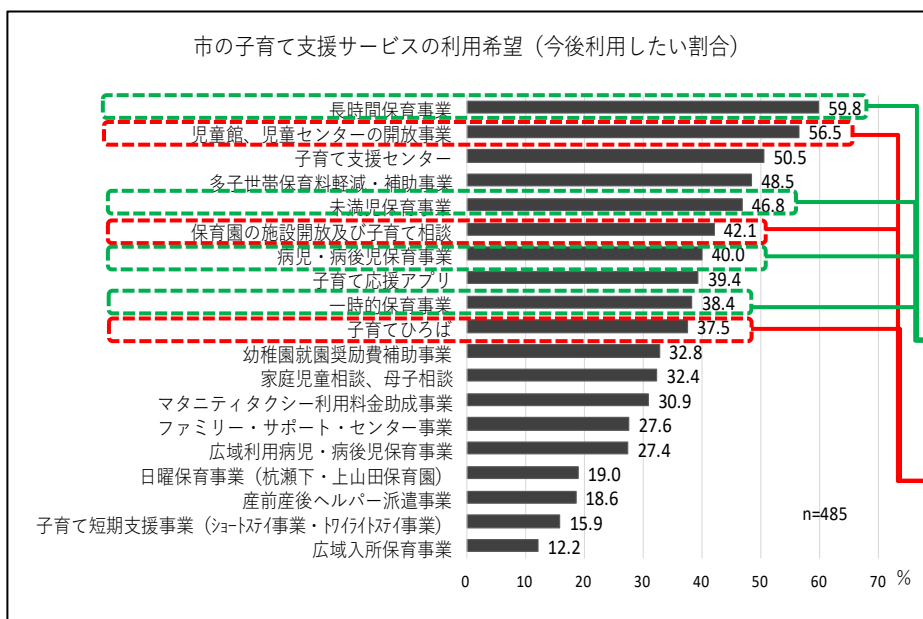
千曲市が平成 31 年に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」より、未就学児の保育環境に関連する部分を以下に抽出・整理します。



半数が子育てに不安・負担を感じる



「親子で集まれる場所」「子育ての相談ができる場所」など、集まる場やコミュニティを求めるニーズがある

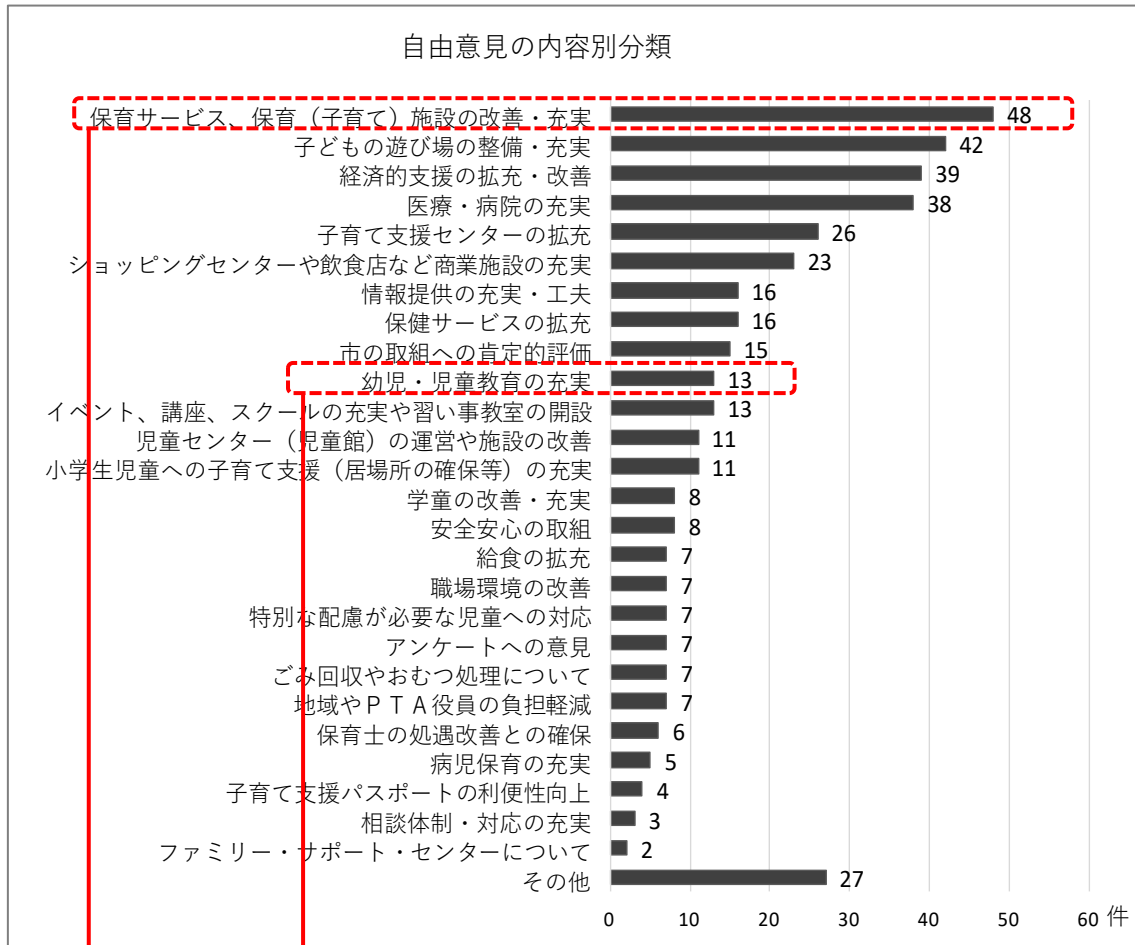


柔軟で多様な保育サービスへのニーズが高い

施設開放や参加型イベント（子育てひろば）など、親子で気軽に立ち寄れるサービスへの利用希望が高い

出典：平成 31 年「千曲市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

< 保育施設に関する自由意見の主な内容 >



- ・山や丘、水遊びなど、自然を体験できる環境の充実への要望
- ・発達障がいなど配慮の必要な子どもへの対応の要望
- ・親子で参加しやすいイベント等への期待
- ・情操教育への要望

- ・保育の預かり時間や曜日を拡張してほしいという要望
- ・預けられないケースに対する不満
- ・英語やダンスなど多様な機会への要望

出典：平成 31 年「千曲市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

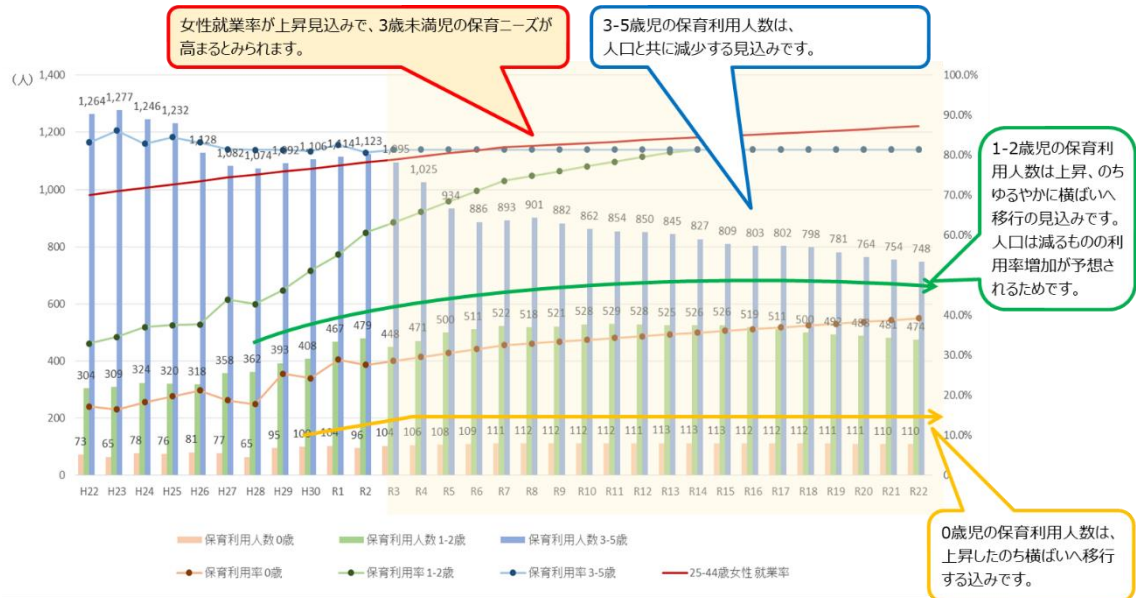
以上を踏まえると、保護者の保育に関する声は下記のように整理できます。

- ・自然体験や情操教育など多様な学びの機会への要望がある。
- ・長時間保育、一時保育など柔軟な保育サービスへの要望がある。
- ・発達障害など、配慮の必要な子どもへの対応が求められている。
- ・親子で気軽に集まったり、イベントに参加したり、相談したりできるコミュニティの場としての期待が一定数ある。

(4) 千曲市における保育の見込み量と屋代保育園における定員

1) 千曲市全体の保育の見込み量

市の保育の見込み量は、全体としてゆるやかに減少の見込みですが、年齢別にみると3～5歳児が減り、0歳・1～2歳児の割合が相対的に増えることが見込まれています。



2) 屋代・東・埴生圏域での保育の見込み量

近隣の保育園も含めた屋代・東・埴生圏域全体としての見込み量をみると、0歳児と1～2歳児では増加が見込まれ（後者では定員の1.2倍以上になる見込み）、3～5歳児は減少していく見込みとなっています。

① 圏域全体の定員

	圏域全体の定員の合計（人）
0歳	63
1-2歳	196
3-5歳	593

② これまでの実績

	利用人数										
	実績値										
屋代・東・埴生	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0歳	44	35	52	36	43	44	35	54	54	51	55
1-2歳	148	154	156	165	176	195	188	193	196	240	241
3-5歳	632	611	589	581	548	570	577	572	564	541	555

※定員の1.2倍を超える場合、セルを網掛け表示

③ これからの見込み

	保育の見込み																	
	推計値(子どもの人口×保育利用率)																	
屋代・東・埴生	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
0歳	66	68	70	71	73	73	73	74	73	73	74	74	74	74	74	74	74	74
1-2歳	190	210	244	244	243	239	238	239	236	232	227	224	223	220	217	212	210	207
3-5歳	434	397	359	349	363	387	379	371	367	365	363	355	347	343	342	338	331	324

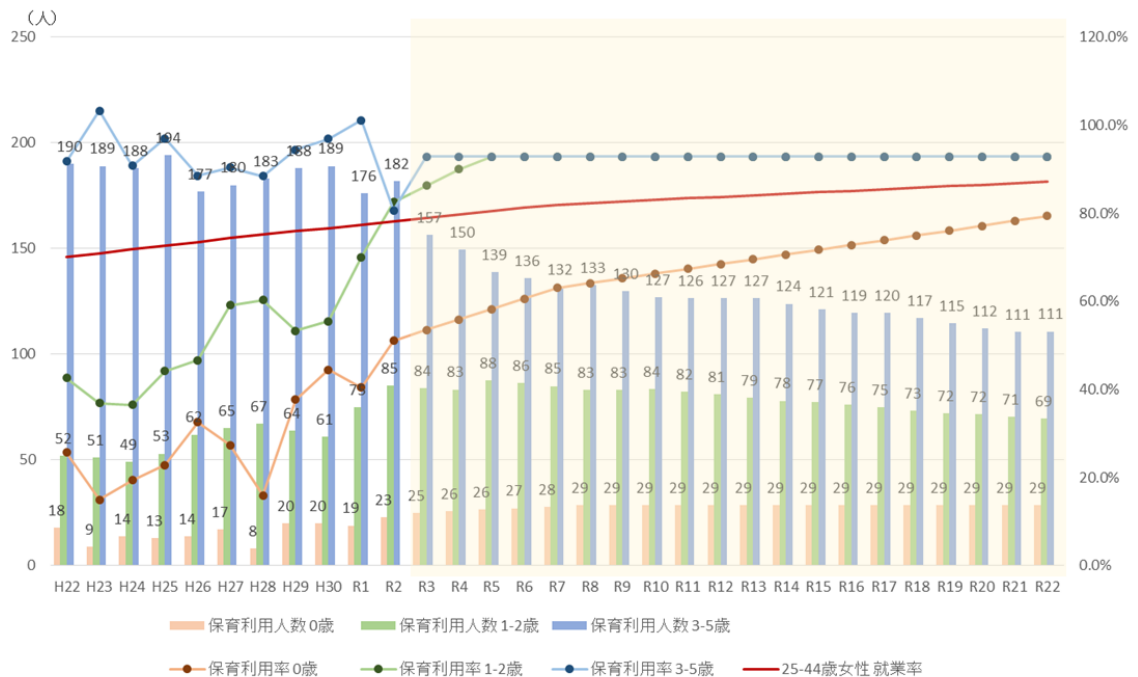
3) 屋代小学校区での保育の見込み量

屋代小学校区での見込み量をみても、年度ごとの変動はありますが、概ね千曲市全体・屋代・東・埴生圏域での傾向と同様です。

①現在の定員と実績

小学校区	保育施設		令和2年度実績						定員(R2年度時点)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1-2歳	3歳以上
屋代小学校区	公立保育園	屋代保育園	10	12	14	14	15	26	5	20	75
	私立保育園	あかね保育園	6	12	18	28	29	27	6	22	72
		満照寺保育園	7	12	17	14	14	15	5	15	40
	認可外保育施設	千曲中央病院 院内託児室								12	
	計		23	36	49	56	58	68	16	69	187
			23	85		182					

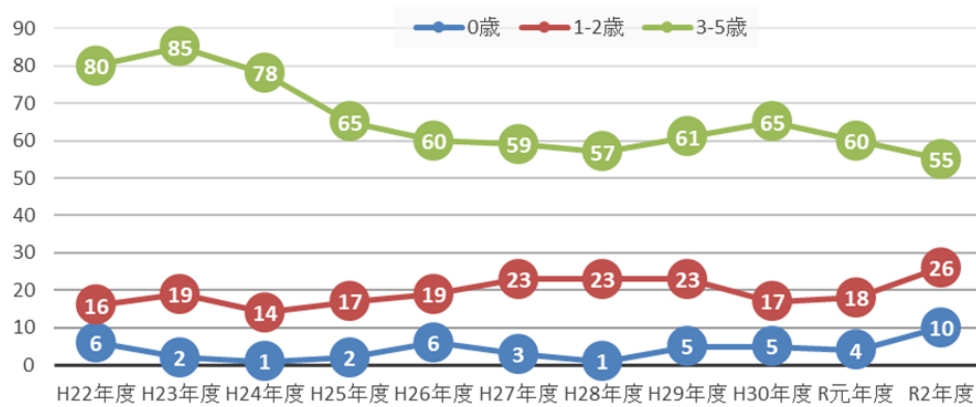
②これからの見込み



4) 屋代保育園における定員

屋代・東・埴生圏域の「保育の見込み量」は長期的にはゆるやかに減少するとみられますが、当面は大きく変わらず、施設は現状規模を維持する必要があります。しかし年齢内訳では3～5歳児が減少する一方で、0歳と1～2歳児が増加する（特に1～2歳児が増える）と見込まれます。

＜屋代保育園におけるこれまでの預かり実績＞



以上のことを踏まえて、屋代保育園の定員については、全体規模を維持しつつ、年齢ごとの変動に対応できるよう、以下のように設定します。

	これまでの定員		今後の定員
0 歳	5 人	⇒	10 人
1～2 歳	20 人	⇒	30 人
3～5 歳	75 人 (1 学年 25 人)	⇒	60 人 (1 学年 20 人)
合計	100 人	⇒	100 人

(5) 検討プロセス

本計画は、保育・教育の関係者や地域の代表、保護者代表等によって構成する「屋代保育園基本計画策定検討委員会」によって、以下のプロセスの検討を経て策定されました。

回	日程	主な検討内容
第1回	令和2年10月6日	屋代保育園の現状と基本計画策定の検討プロセス
第2回	令和3年1月21日	新しい保育園建設の基本的な考え方、スケジュール
第3回	令和3年3月25日	用地選定の基準・評価と候補地の比較検討
第4回	令和3年8月27日	実現すべき保育の考え方
第5回	令和3年10月27日	必要諸室ごとの施設整備にあたって実現すべきこと
第6回	令和3年12月23日	基本計画の素案の検討
第7回	令和4年3月28日	基本計画の最終案の検討

